

土木工事共通特記仕様書（令和 7 年 4 月）について、下表のとおり読替えるものとする。

令和 7 年 5 月版

第 1 章

	県土整備部	企業局
1	県土整備部	企業局
第 1－6 条	宮崎県工事請負契約約款	工事請負契約約款
第 1－12 条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合は、別途協議が必要。
第 1－13 条	試行にあたっては、「建設工事等における情報共有システム活用試行要領」に基づき行う。	試行にあたっては、「建設工事等における情報共有システム活用試行要領」を準用して行う。
第 1－13 条	試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞建設工事等における情報共有システム活用の試行について）から入手できる。	試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞建設工事等における情報共有システム活用の試行について）から入手できるが、同試行要領の「県土整備部技術企画課」を「企業局」に読み替えるものとする。また、同試行要領の第 6 にある成果品、「建設工事等における情報共有システム活用の試行に係る運用マニュアル」の第 3 にある 成果品、第 6 にあるアンケートについては、対象外とする。
第 1－14 条	また、遠隔臨場を実施した場合は、今後の適正な取組に資するため、アンケート調査に回答するものとする。	削除（アンケート調査無し）

	県土整備部	企業局
第1－14条	実施要領及びアンケートリンク（宮崎県電子申請システム）等の必要な情報については、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞県土整備部の建設現場における遠隔臨場の実施について）に掲載している。	実施要領等の必要な情報については、宮崎県企業局ホームページ（トップ＞しごと・産業＞商工業＞宮崎県企業局＞入札手続き・様式集＞宮崎県企業局における入札実施に関する諸規程について（お知らせ）に掲載している。
第1－15条	要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞建設現場における快適トイレ設置要領の制定について）から入手できる。	要領は、宮崎県企業局ホームページ（トップ＞しごと・産業＞商工業＞宮崎県企業局＞入札手続き・様式集＞宮崎県企業局における入札実施に関する諸規程について（お知らせ）に掲載している。

第2章

	県土整備部	企業局
第2-2条	「宮崎県契約後V E方式実施要領」	企業局契約後V E方式実施要領
第2-2条 1(2)	宮崎県契約後V E方式実施要領は、宮崎県庁ホームページ（トップ＞県政情報＞入札・調達・売却＞電子入札（公共事業）＞宮崎県公共事業情報サービス＞諸規程＞宮崎県契約後V E方式実施要領）に掲載している。	企業局契約後V E方式実施要領は、宮崎県企業局ホームページ（トップ＞しごと・産業＞商工業＞宮崎県企業局＞入札手続き・様式集＞宮崎県企業局における入札実施に関する諸規程について（お知らせ））に掲載されている。

第3章

	県土整備部	企業局
第3-1条	工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領（平成25年4月15日県土整備部管理課定め）	工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領（令和3年12月1日工務管理課定め）
第3-3条	「建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例1号）の取扱いについて（令和6年12月25日付け環境森林部、農政水産部、県土整備部定め）」	「建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例1号）の取扱いについて（令和7年1月6日付け工務管理課定め）」
第3-5条	「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて（令和2年12月1日付け環境森林部、農政水産部、県土整備部定め）」	「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて（令和3年11月30日付け工務管理課定め）」

第4章

	県土整備部	企業局
第4-2条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合は、別途協議が必要。
第4-4条	実施要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞「週休2日工事」の実施について）から入手できる。	実施要領は、宮崎県企業局ホームページ（トップ＞しごと・産業＞商工業＞宮崎県企業局＞入札手続き・様式集＞宮崎県企業局における入札実施に関する諸規程について（お知らせ）から入手できる。
第4-5条	実施要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞「週休2日交替制モデル工事」の実施について）から入手できる。	実施要領は、宮崎県企業局ホームページ（トップ＞しごと・産業＞商工業＞宮崎県企業局＞入札手続き・様式集＞宮崎県企業局における入札実施に関する諸規程について（お知らせ）から入手できる。
第4-6条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合は、別途協議が必要。
第4-7条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合は、別途協議が必要。
	県土整備部	企業局
第4-8条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合は、別途協議が必要。
第4-10条 4	「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」	「企業局建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」

	県土整備部	企業局
第4-10条 5	前項については、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について）から入手できる。	前項については、宮崎県企業局ホームページ（トップ>しごと・産業>商工業>宮崎県企業局>入札手続き・様式集>宮崎県企業局における入札実施に関する諸規程について（お知らせ））から入手できる。
第4-11条 5	「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」	「企業局建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」
第4-11条 6	前項については、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について）から入手できる。	前項については、宮崎県企業局ホームページ（トップ>しごと・産業>商工業>宮崎県企業局>入札手続き・様式集>宮崎県企業局における入札実施に関する諸規程について（お知らせ））から入手できる。
第4-12条 9	実施方法を定めた資料については、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について（県土整備部））から入手できる。	実施方法を定めた資料については、宮崎県企業局ホームページ（トップ>しごと・産業>商工業>宮崎県企業局>入札手続き・様式集>宮崎県企業局における入札実施に関する諸規程について（お知らせ））から入手できる。
第4-13条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合は、別途協議が必要。